

世田谷区斎場等の設置等に関する指導要綱

26世建調第 1178 号

平成 27 年 2 月 27 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、斎場等の設置及び管理運営に関する指導の指針を定め、斎場等の設置及び管理運営に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な生活環境の維持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 斎場 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和 53 年 12 月世田谷区規則第 65 号。以下「規則」という。)第 2 条の 2 に規定する斎場をいう。
- (2) 遺体保管所 規則第 2 条の 2 に規定する遺体保管所をいう。
- (3) エンバーミング施設 規則第 2 条の 2 に規定するエンバーミング施設をいう。
- (4) 斎場等 斎場、遺体保管所又はエンバーミング施設をいう。
- (5) 関係住民 斎場等の敷地の境界線からの水平距離が 100 メートルの地点から当該斎場等の敷地までの範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者をいう。
- (6) 隣接住民 関係住民のうち、斎場等の敷地の境界線からの水平距離が 10 メートルの地点から当該斎場等の敷地までの範囲内に居住する者をいう。

(斎場等設置計画届出書の提出)

第 3 条 区長は、区内において斎場等を設置しようとする者(斎場等を新築し、改築し、増築し、移転し、若しくは建築物の用途を斎場等に変更し、又は斎場等の使用方法を変更しようとする者をいう。以下「事業者」という。)があるときは、次条又は世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和 53 年世田谷区条例第 51 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の標識を設置する前に、次に掲げる図書を添付した斎場等設置計画届出書(第 1 号様式)を提出するよう当該事業者を指導するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し及び敷地求積図
- (3) 配置図
- (4) 各階平面図、立面図及び断面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた図書(標識の設置等)

第4条 区長は、事業者に対し、斎場等を設置しようとする敷地の見やすい場所に標識（第2号様式）を設置し、その旨を標識設置報告書（第3号様式）により報告するよう指導するものとする。ただし、条例第6条第1項の標識を設置し、その旨を届け出た事業者にあつては、この限りでない。

2 前項本文の標識を設置すべき期間は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認、許可又は認定の申請（以下「確認申請等」という。）の手続をしようとする日の少なくとも60日前（確認申請等の手続を要しない場合にあつては、斎場等の新築等に係る工事に着手する日の60日前）から完了報告書（第4号様式）を提出する日までとする。

3 区長は、事業者に対し、第1項本文の標識について、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法により設置するとともに、その記載事項が前項に規定する期間中不鮮明にならないように当該標識を維持管理するよう指導するものとする。

（説明会等）

第5条 区長は、事業者に対し、前条第1項本文又は条例第6条第1項の標識を設置した日から10日以内に、説明会、個別訪問その他の方法（以下この条及び次条において「説明会等の方法」という。）により隣接住民に次に掲げる事項を説明し、斎場等の設置について当該隣接住民の理解を得るよう指導するものとする。

（1）斎場等の敷地の形態及び規模、敷地内における建築物の位置並びに付近の建築物の位置の概要

（2）斎場等の規模、構造及び用途

（3）斎場等の新築等に係る工事の工期、工法、作業方法等

（4）斎場等の新築等に係る工事による危害の防止策

（5）斎場等の設置に伴い生じる周辺的生活環境に及ぼす影響及びその対策

（6）斎場等の管理運営の態勢及び営業形態

2 区長は、関係住民（隣接住民を除く。）から申出があつたときは、事業者に対し、説明会等の方法により当該関係住民に前項各号に掲げる事項を説明し、斎場等の設置について当該関係住民の理解を得るよう指導するものとする。

3 区長は、事業者が説明会以外の方法により第1項各号に掲げる事項を説明した場合において関係住民から説明会の方法による説明を求める旨の申出があつたときは、当該事業者に対し、説明会の方法により同項各号に掲げる事項を説明し、斎場等の設置について当該関係住民の理解を得るよう指導するものとする。

4 区長は、事業者が第1項各号に掲げる事項を説明したときは、当該事業者に対し、速やかに説明会等報告書（第5号様式）を提出するよう指導するものとする。

5 区長は、事業者が説明会の方法により第1項各号に掲げる事項を説明するときは、当該事業者に対し、当該説明会の5日前までにその日時及び会場を掲示等の方法により隣接住民又は関係住民に周知するよう指導するものとする。

(関係住民への要請)

第6条 区長は、事業者が説明会等の方法により前条第1項各号に掲げる事項の説明をする旨を表明したときは、関係住民に対し、当該説明を受けるよう要請するものとする。

(周辺の生活環境への配慮に関する指導)

第7条 区長は、事業者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

(1) 建築物及びその附属施設を周辺の生活環境に配慮して配置すること。

(2) 緑化計画を策定すること。

(3) 斎場等の管理運営に必要な自動車及び自転車の駐車場を当該斎場等の敷地内に確保すること。

(4) 建築物の外観及び掲出する広告物を周辺の生活環境及び景観に配慮したものとすること。

(5) 前各号に掲げる事項について隣接住民と協議すること。

(完了の報告)

第8条 区長は、事業者が斎場等の設置が完了したときは、当該事業者に対し、遅滞なく完了報告書を提出するよう指導するものとする。

(斎場等設置計画の変更)

第9条 区長は、事業者が斎場等設置計画届出書に記載した斎場等設置計画(以下「設置計画」という。)を変更、又は事業者を変更しようとするときは、当該事業者に対し、速やかに設置計画変更届出書(第6号様式)を提出するとともに、第4条第1項本文の標識の記載事項を訂正するよう指導するものとする。

2 区長は、事業者が設置計画を中止したときは、当該事業者に対し、速やかに設置中止届(第7号様式)を提出するとともに、第4条第1項本文の標識を撤去するよう指導するものとする。

(管理運営に関する指導)

第10条 区長は、関係住民から斎場等の管理運営が関係住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると申出があったときは、当該斎場等の管理運営をする者(斎場等の所有者及び借受人を含む。以下「管理運営者」という。)に対し、当該関係住民と協議するよう指導するものとする。

2 区長は、関係住民から斎場等の管理運営に関して苦情等があったときは、管理運営者に対し、誠意をもって速やかに対応することができる態勢を整えるよう指導するものとする。

(譲渡、貸付けの際の指導)

第11条 区長は、事業者又は管理運営者が設置計画に係る土地若しくは建築物又は設置を完了した斎場等を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、当該事業者又は管理運営者に対し、この要綱に基づき指導した事項を当該第三者に引き継ぐよう指導するものとする。

(紛争の解決)

第 1 2 条 区長は、斎場等の設置又は管理運営に伴い、事業者又は管理運営者と関係住民との間に生活環境を巡る紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう促すものとする。

(委任)

第 1 3 条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則 (平成 2 7 年 2 月 2 7 日 2 6 世建調第 1178 号)

- 1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に斎場等の新築等に係る工事に着手し、又は規則第 5 条第 1 項各号に掲げる手続をした事業者については、この要綱の規定は適用しない。